

群馬大学病理解剖受託規程

平成 16. 4. 1 制 定

改正 平成 23. 4. 1 平成 26. 4. 1

令和元.10.1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）については、死体解剖保存法（昭和 24 年法律 204 号）及び国立大学法人群馬大学受託研究取扱規程に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(条 件)

第 2 条 解剖は教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限りこれを受託することができる。

(解剖の申込)

第 3 条 解剖を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式第 1 号による病理解剖依頼書を医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

2 研究科長は、解剖の受託を決定したときは、依頼者に別紙様式第 2 号による病理解剖承諾書を交付するものとする。

(料金の納入)

第 4 条 依頼者は、前条第 2 項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料（1 体につき 275,000 円）を前納しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、解剖終了後、本学から送付する請求書により所定の期日までに納入するものとする。

(1) 群馬大学教職員就業規則に定める週休日及び休日において、解剖の依頼があり受託した場合

(2) その他特別の事情があると研究科長が認めた場合

2 研究科長は、前項の規定にかかわらず特に教育研究上必要と認めたときは、解剖料を徴収しないことができる。

3 既納の解剖料は、いかなる理由があっても返還しない。

(解剖結果の通知)

第 5 条 解剖終了後、研究科長は別紙様式第 3 号による病理解剖学診断書を速やかに依頼者に通知するものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、解剖の取扱いに関する必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

第 号
(元号) 年 月 日

※受理番号第 号
※部検番号第 号

群馬大学大学院医学系研究科長 殿

病院所在地
病 院 名
院 長 名

電話

㊞

病 理 解 剖 依 頼 書

別紙のとおり下記死亡者の遺族から承諾を得たので病理解剖をお願いします。

記

死亡者氏名 性別男女 生年月日 年 月 日 才
臨 床 診 断

病理解剖に関する遺族の承諾書添付のこと。
解剖の目的（具体的に）

（注）※の項は，記入しないこと。

病理解剖に関する遺族の承諾書

(ふりがな)

死亡者氏名

(男・女)

生 年 月 日 (元号) 年 月 日 (歳)

生前の住所

死 亡 日 時 (元号) 年 月 日 午前・午後 時 分

死 亡 場 所 住所
病院等名

- 1 上記のご遺体が死亡解剖保存法の規定に基づいて病理解剖され、その臓器組織の一部が標本として群馬大学医学部に保管されます。
- 2 故人及びご遺体のプライバシーは、大学の責任において堅く守られます。
- 3 標本は、倫理的に適切に取り扱われ、病理診断・医学教育又は研究目的のみに使用されます。
- 4 標本は、そのプライバシー保護の下に他の研究教育機関に提供されることがあります。
- 5 病理診断・研究内容、標本提出先等に関して、ご遺体の請求があった場合はお知らせいたします。
- 6 病理解剖の目的が達せられ、かつ、保存期間の経過した標本は、大学の責任において火葬等丁重かつ適切に処置されます。

以上、説明いたしました。

病院等名

担当医氏名

印

上記のとおり担当医から説明を受け、異存はありませんので病理解剖を承諾します。

群馬大学大学院医学系研究科長 殿

(元号) 年 月 日

住所

電話 ()

氏名

印

死亡者との続柄

様式第 2 号

第 号
(元号) 年 月 日

受理番号第 号
部検番号第 号

殿

群馬大学大学院医学系研究科長

印

病 理 解 剖 承 諾 書

(元号) 年 月 日付けをもって依頼のありました死亡者〇〇〇(性別 生年月日 年令)の病理解剖を下記により承諾します。

記

- 1 解剖料金 金 2 7 5 , 0 0 0 円也
- 2 解剖料の納付方法 前納
(納付先: 昭和地区事務部管理運営課総務・経理係)
後納(本学から送付する請求書により所定の期日までに
納入すること。)
- 3 既納解剖料は還付いたしません。
- 4 問い合わせ先 昭和地区事務部学務課学事・学生支援係
(電話: 0 2 7 - 2 2 0 - 7 7 9 2)

様式第 3 号

病理解剖学診断書

部検番号：	姓名： 男・女 年齢	依頼科 担当医
部検日： 年 月 日（死後時間： ）		病理医
臨床的診断：		
病理解剖学的診断		

（群馬大学医学部附属病院病理部）